

第6条 （紹介料の支払い時期）

「甲」 は、「新規採用者」が「甲」に入社した日の翌月末までに、「乙」の指定する銀行口座に当該「新規採用者」にかかる「紹介料」全額を振り込むものとする。上記に拘らず、「甲」は、「乙」との文書による合意に基づき、別途の支払い方法を取りうるものとする。

第7条 （紹介料の返還）

「新規採用者」が、その入社日より3ヶ月未満の間に辞職し又は「甲」より解雇された場合は、「乙」は当該「新規採用者」につき既に受領した「紹介料」のうち50%相当分を「甲」に対し速やかに返還しなければならない。

2. 「新規採用者」の辞職又は解雇が明らかに「甲」の責に帰すべき事由による場合、前項は適用されないものとする。

第8条 （例外的合意）

両当事者は、本契約の例外として特殊な人材の募集につき、文書による別段の合意をなすことが出来るものとし、かつかような別段の合意において、前払い費用など本契約に定められた条件と異なる定めをなすことを妨げないものとする。

第9条 （中途解約）

「甲」 は、15日前の「乙」への事前通知により、本契約を中途解約することができる。

第10条 （争いの解決）

本契約の内容、又は本契約に定めのない事項につき、争い又は意見の不一致が生じた場合には、両当事者は互いに信義則にもとづき誠実に協議し且つ、解決するよう努力しなければならない。

第11条 （反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己若しくは自己の役員等が、現在、次のいずれの各号にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団の構成員（準構成員を含む。）
- (3) 暴力団関係企業
- (4) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (5) その他前各号に準ずる者

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為